

# バリアフリー改修で固定資産税が減額されます

既存住宅のバリアフリー改修工事完了後、3ヶ月以内にご申告いただくと翌年度分の固定資産税が減額されます。

※要件については裏面をご覧ください。

## ● 減額される税額

### 家屋(床面積 100㎡まで)の固定資産税額×3分の1

例① 床面積 90㎡、評価額 450万円の家屋の場合

$4,500,000 \text{ 円} \times 1.5\% = 67,500 \text{ 円}$  (減額前の固定資産税額)

$67,500 \text{ 円} \times 1/3 = 22,500 \text{ 円}$  (減額される税額)

$67,500 \text{ 円} - 22,500 \text{ 円} = 45,000 \text{ 円}$  (減額後の固定資産税額)

例② 床面積 150㎡、評価額 1,000万円の家屋の場合

$10,000,000 \text{ 円} \times 1.5\% = 150,000 \text{ 円}$  (減額前の固定資産税額)

$150,000 \text{ 円} \times 100 \text{ ㎡} / 150 \text{ ㎡} = 100,000 \text{ 円}$  (減額対象部分の税額)

$100,000 \text{ 円} \times 1/3 = 33,333 \text{ 円}$  (減額される税額)

$150,000 \text{ 円} - 33,333 \text{ 円} = 116,667 \text{ 円}$  (減額後の固定資産税額)

## ● 減額される期間

**バリアフリー改修工事完了日の翌年度分(完了日が1月1日の場合はその年度分)が減額対象です。**

## ● 次の書類を添えて、工事完了日から3ヶ月以内に申告してください

- ア) 「住宅の居住安全(バリアフリー)改修に伴う固定資産税減額申告書」
  - イ) 工事代金の領収書、工事明細書、改修前後の写真(※)
  - ウ) 介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し(高齢者の場合は必要なし)
  - エ) 補助金交付決定通知書などの確認書類(改修補助金を受けた場合)
  - オ) 理由書(申告が工事完了日から3ヶ月を超えた場合)
- ※上記イ)に代えて、建築士・登録住宅性能評価機関などが発行した増改築等工事証明書でも可



## 固定資産税減額の要件（バリアフリー改修）

- 新築された日から 10年以上経過した住宅（賃貸住宅は除く）
- 改修後の床面積が 40㎡以上240㎡以下 であること  
(ただし、令和8年3月31日までは、50㎡以上280㎡以下 であること)
- 居住部分の割合が当該家屋の 2分の1以上 であること



2

- 次のいずれかに該当する方が居住している（倉吉市に住民登録がある）
- 65歳以上の方（工事完了の翌年1月1日時点）
  - 介護保険法上の要介護または要支援の認定を受けている方（介護保険法19条）
  - 障がい者（地方税法施行令7条）



3

- 令和13年3月31日までに居住用部分に行った次の工事
- (1) 通路または出入口の幅を拡げる工事
  - (2) 階段の設置または改良により勾配をゆるくする工事
  - (3) 浴室を改良する工事
    - 浴室を拡げる工事
    - またぎ高の低い浴槽に取り替える工事
    - 固定式の移乗台や踏み台など、浴槽への出入りを容易にする設備の設置工事
    - 身体を洗いやすくする水栓器具を設置または取替えの工事
  - (4) トイレを改良する工事
    - トイレを拡げる工事
    - 便器を洋式に取り替える工事
    - 洋式便器の座高を高くする工事
  - (5) 玄関、居室、トイレ、浴室、廊下などに手すりを取り付ける工事
  - (6) 玄関、居室、トイレ、浴室、廊下などの床の段差を解消する工事
  - (7) 出入口の戸を改良する工事
    - 開戸を、引戸や折戸などに取り替える工事
    - 開戸のドアノブをレバーハンドルなどに取り替える工事
    - 戸車など、開閉しやすくする器具を設置する工事
  - (8) 玄関、居室、トイレ、浴室、廊下などの床を滑りにくいものに取り替える工事



4

- 補助金を除いた工事費が 50万円を超えていること



5

- 固定資産税の耐震改修減額と重複していない



6

- 以前に、この減額を受けたことがない

